

平成29年第1回

# 瑞浪市議会定例会議案

平成29年2月27日



## 目 次

議第 2 号	瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2
議第 4 号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 5 号	瑞浪市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 6 号	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 7 号	瑞浪市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 9
議第 8 号	瑞浪市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 9 号	瑞浪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
議第 1 0 号	瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議第 1 1 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 1 2 号	瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 6
議第 1 3 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議第 1 4 号	瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 1 5 号	瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 1
議第 1 6 号	瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議第 1 7 号	瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 5
議第 1 8 号	財産の処分について……………	3 6
議第 1 9 号	市道路線の認定について……………	3 7

議第20号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……	38
議第21号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること について……	39
議第22号	平成28年度瑞浪市一般会計補正予算（第8号）……	40
議第23号	平成28年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第3号）……	48
議第24号	平成28年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）……	51
議第25号	平成28年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）……	53
議第26号	平成28年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）……	55
議第27号	平成29年度瑞浪市一般会計予算……	57
議第28号	平成29年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算……	67
議第29号	平成29年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算……	70
議第30号	平成29年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算……	74
議第31号	平成29年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算……	78
議第32号	平成29年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算……	81
議第33号	平成29年度瑞浪市水道事業会計予算……	84
議第34号	平成29年度瑞浪市下水道事業会計予算……	87

## 議第 2 号

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞浪市個人情報保護条例（平成 12 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条の 3 第 1 項第 1 号中「同法第 28 条」を「番号法第 29 条」に、「同法第 2 条第 9 号」を「番号法第 2 条第 9 項」に改める。

第 23 条第 7 項中「要綱」を「規則」に改める。

第 33 条第 2 号中「第 24 条第 2 項」を「第 27 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 24 条の 2 第 2 項」を「第 27 条の 2 第 2 項」に改める。

第 37 条中「第 30 条」を「第 33 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 19 条の 3 の改正規定は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

### 議第 3 号

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一  
部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「その子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）  
第 817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規  
定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係  
る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員  
が現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第  
1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親であ  
る職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定め  
る者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第 2 項中  
「日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員」を「要介護者を介護す  
る職員」に改め、「その子」の次に「（民法（明治 29 年法律第 89 号）第  
817 条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定  
する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係  
る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が  
現に監護するもの、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1  
項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である

職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、「日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第8条の3第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に、「とあるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と」を「とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第16条第1項中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情）」を「要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情）」に、「支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする」を「支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各

々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、瑞浪市職員の給与に関する条例第13条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。



## 議第4号

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条中「第2条第1項」を「第2条第1項ただし書」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより、当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより、当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第19条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議第5号

瑞浪市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

瑞浪市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬等の額」を「議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額（以下「議員報酬等の額」という。）」に改める。

第2条中「議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額」を「議員報酬等の額」に、「当該報酬等の額」を「当該議員報酬等の額」に、「意見を聞く」を「意見を聴く」に改める。

第3条第1項中「任命」を「委嘱」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

第4条第1項中「おき」を「置き」に改める。

第5条第1項本文中「審議会」を「審議会の会議（以下「会議」という。）」に改め、同項ただし書中「任命」を「委嘱」に、「審議会」を「会議」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条に次の2項を加える。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第6条中「総務部」を削る。

第7条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第6号

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市税条例等の一部を改正する条例  
(瑞浪市税条例の一部改正)

第1条 瑞浪市税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規則」を「、規則」に、「納税者の住所」を「、納税者の住所」に改め、同条第5号を削る。

第20条中「第53条の12第2項」の次に「、第73条第2項」を加える。

第31条第3項中「6ヶ月」を「6月」に、「切捨てる」を「切り捨てる」に改める。

第44条第3項中「税務署」を「税務官署」に改める。

第62条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第73条を次のように改める。

(申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第73条 不動産登記法(平成16年法律第123号)第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第2項若しくは第3項若しくは第57条

の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告する義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

第74条中「土地分類図」を「土壌分類図」に改める。

第78条中「市固定資産評価審査委員会」を「瑞浪市固定資産評価審査委員会」に改める。

第82条を次のように改める。

（軽自動車税の課税免除）

第82条 商品であって、使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

第92条第1項及び第2項中「規則で定める様式による申請書」を「標識交付申請書」に改める。

第93条第2項中「課する」を「課する。」に改める。

附則第3条の2第1項中「第53条の12第2項」の次に「、第73条第2項」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第68条第1項」を「第68条、第82条の6第1項」に改め、同条第2号及び第3号中「第99条第1項」を「第82条の6第1項の申告書、第99条第1項」に改める。

第33条の2中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第81条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第81条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第81条の2を削る。

第82条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第82条の9とし、第81条の次に次の8条を加える。

（軽自動車税のみなす課税）

第82条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定す

る運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第82条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第82条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第82条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
  - (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
  - (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3
- (環境性能割の徴収の方法)

第82条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)



第82条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第82条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第82条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第91条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2） 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

（ア） 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

（イ） 3輪のもの 年額 3,900円

（ウ） 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第84条（見出しを含む。）及び第86条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第81条第2項」を「第82条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第81条第2項」を「第82条第1項」に改める。

第91条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第91条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第92条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第81条の2」を「第82条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項

中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 15 条の次に次の 5 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 15 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第 15 条の 3 市長は、当分の間、第 8 2 条の 8 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第 15 条の 4 第 8 2 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第 15 条の 5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 15 条の 6 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0.5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 8 2 条の 4 (第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に

「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第2項から第4項までを削る。

(瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第83条及び新条例」を「瑞浪市税条例第83条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第83条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第83条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第83条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第83条	瑞浪市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第13号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)附則第12項の規定により読み替えて適用される第83条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円

附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附則第12項の規定により読み替えて適用される第83条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 瑞浪市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第14項の表第19条第3号の項中「第99条第1項」を「第82条の6第1項の申告書、第99条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の瑞浪市税条例(以下「新条例」という。)第33条の2の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

## 議第7号

瑞浪市生活安全条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市生活安全条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市生活安全条例の一部を改正する条例

瑞浪市生活安全条例（平成11年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「前項各号の」を「前項各号に」に、「実施する時」を「実施するとき」に改める。

第5条第1項中「委嘱」を「委嘱又は任命」に改める。

第7条第1項中「協議会の会議」の次に「（以下「会議」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

第7条第2項中「協議会」を「会長」に、「意見を聞く」を「意見を聴く」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条中「まちづくり推進部」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議第 8 号

### 瑞浪市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

### 瑞浪市防災会議条例の一部を改正する条例

瑞浪市防災会議条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「前各条」を「この条例」に、「はかつて」を「諮って」に改め、同条を第 8 条とする。

第 4 条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（庶務）

第 7 条 防災会議の庶務は、生活安全課において処理する。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第 5 条 防災会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。



- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に瑞浪市防災会議の委員として委嘱されている者の任期は、施行日における任期の残任期間と同一の期間とする。

議第 9 号

瑞浪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成 4 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「瑞浪市賞じゅつ金等審査委員会」を「瑞浪市消防賞じゅつ金等審査委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

## 議第10号

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に対するこの条例による改正後の第2条第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修

又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する
平成24年度及び平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに同項第2号に規定する

議第 1 1 号

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例

瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 4 年  
条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条、第 6 条及び第 7 条中「次の各号」を「次」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条」に改める。

第 1 3 条中「次の各号」を「次」に改める。

第 1 5 条中「センターに運営委員会を置く」を「瑞浪市子ども発達支援セ  
ンター運営委員会に意見を聴く」に改める。

第 1 7 条中「次の各号」を「次」に改める。

第 1 9 条中「、第 1 1 条第 2 項及び第 1 5 条」を「及び第 1 1 条第 2 項」  
に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

## 議第12号

瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する  
条例

瑞浪市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和29年条例第3  
8号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「その他」を「その他の」に改め、同条中「瑞浪市職員  
の給与に関する条例（昭和32年条例第19号）」を「瑞浪市職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）」に改め、同条に次のただ  
し書を加える。

ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 1 3 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瑞浪市附属機関設置条例（平成 2 8 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

瑞浪市加知奨学基金 選考会議	瑞浪市加知奨学基金の奨学生の 選考についての審査
-------------------	-----------------------------

別表教育委員会の部瑞浪市加知奨学基金選考会議の項を削り、同部瑞浪市教育支援委員会の項の次に次のように加える。

瑞浪市いじめ問題調 査委員会	いじめ防止対策推進法（平成 2 5 年法律第 7 1 号）第 2 8 条第 1 項 に規定する重大事態に係る事実 関係を明確化するための調査
-------------------	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。  
（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 5 5 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「教育振興基本計画推進委員会委員  
教育委員会点検評価委員会委員  
加知奨学基金選考会議委員  
教育委員会指定管理者選定委員会委員  
学区制審議会委員  
教育支援委員会委員

「加知奨学基金選考  
教育振興基本計画  
教育委員会点検評  
を 教育委員会指定管  
学区制審議会委員  
教育支援委員会委  
員  
いじめ問題調査委

会議委員  
推進委員会委員  
価委員会委員  
理者選定委員会委員 に改める。

員  
員会委員 」



## 議第 1 4 号

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 5 時 1 5 分」を「午後 5 時」に改め、同条ただし書中「午後 4 時 4 5 分」を「午後 4 時 3 0 分」に改める。

第 1 0 条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「博物館協議会」を「瑞浪市化石博物館協議会」に改め、同条第 2 項中「5 名」を「5 人」に改め、同条第 3 項中「もの」を「者」に改め、同項第 1 号から第 3 号までの規定中「1 名」を「1 人」に改め、同項第 4 号中「2 名」を「2 人」に改め、同条第 4 項中「2 年」を「2 年」に改め、同条第 5 項中「前任者」を「、前任者」に改め、同条第 6 項中「会長」を「、会長」に改め、同条に次の 2 項を加える。

7 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条中「午後5時15分」を「午後5時」に改め、同条ただし書中「午後4時45分」を「午後4時30分」に改める。

第10条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第11条第1項中「美術館協議会」を「瑞浪市市之瀬廣太記念美術館協議会」に改め、同条第2項中「5名」を「5人」に改め、同条第3項中「もの」を「者」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「1名」を「1人」に改め、同項第4号中「2名」を「2人」に改め、同条第4項中「2年」を「、2年」に改め、同条第5項中「前任者」を「、前任者」に改め、同条第6項中「会長」を「、会長」に改め、同条に次の2項を加える。

7 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 15 号

瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市陶磁資料館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 5 時 15 分」を「午後 5 時」に改め、同条ただし書中「午後 4 時 45 分」を「午後 4 時 30 分」に改める。

第 15 条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

(瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市地球回廊の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「午後 5 時 15 分」を「午後 5 時」に改め、同条ただし書中「午後 4 時 45 分」を「午後 4 時 30 分」に改める。

第 10 条ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 議第16号

瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定するものとする。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例の一部を改正する条例  
瑞浪市上下水道事業経営審議会設置条例（昭和55年条例第35号）の一  
部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項」  
を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条」に改める。

第4条第1項第1号及び第2号中「3人」を削り、同項第3号中「6  
人」を削り、同項に次の1号を加える。

（4） 公募による市民

第6条第1項中「審議会」を「審議会の会議（以下「会議」という。）」  
に、「招集する」を「招集し、議長を務める」に改め、同項に次のただし書  
を加える。

ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

第6条第3項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同  
条第4項中「意見を聞く」を「意見を聴く」に改める。

第8条中「管理者が別に」を「会長が審議会に諮って」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の委員について適用し、同日前に組織された審議会の委員については、なお従前の例による。

議第 17 号

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年条例第 4  
8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項を次のように改める。

2 職員が地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）  
に規定する部分休業、瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成  
7 年条例第 1 号）第 16 条に規定する介護休暇又は同条例第 16 条の 2 に  
規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかか  
わらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額  
して給与を支給する。

第 16 条の 2 中「（平成 3 年法律第 110 号）」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議第18号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 処分の理由      | 瑞浪クリエイション・パーク内の賃貸借区画用地にて操業中の借受人より、土地購入の申し出があったため |
| 2 売却しようとする土地 | 瑞浪市山田町字小洞2005番                                   |
| 3 地目         | 宅地   |
| 4 面積         | 10,113.18㎡                                       |
| 5 売却金額       | 235,728,000円                                     |
| 6 契約方法       | 随意契約   |
| 7 売却の相手方     | 愛知県名古屋市天白区中砂町496番地<br>新日本印刷株式会社<br>代表取締役 細井俊男    |



議第 19 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

番号	市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	1655	河原線	稲津町萩原字河原 1377 番 7 地先 稲津町萩原字河原 1370 番 1 地先	

議第 2 0 号

瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
足 立 きみ子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 2 1 号

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

瑞浪市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

氏 名	住 所	生 年 月 日
小木曾 正 敏	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第 2 2 号

平成 2 8 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 8 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 6 0, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 0 1 6, 4 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		4,797,100	11,140	4,808,240
	1市民税	2,022,400	4,000	2,026,400
	2固定資産税	2,143,200	△560	2,142,640
	3軽自動車税	94,190	1,000	95,190
	4市たばこ税	252,300	6,700	259,000
2地方譲与税		172,000	2,000	174,000
	1地方揮発油 譲与税	48,000	5,000	53,000
	2自動車重量 譲与税	124,000	△3,000	121,000
4配当割交付金		38,000	△8,000	30,000
	1配当割 交付金	38,000	△8,000	30,000
6地方消費税交 付金		658,000	△6,000	652,000
	1地方消費税 交付金	658,000	△6,000	652,000
7ゴルフ場利用 税交付金		185,000	4,000	189,000
	1ゴルフ場利用 税交付金	185,000	4,000	189,000
8自動車取得税 交付金		35,000	3,000	38,000
	1自動車取得 税交付金	35,000	3,000	38,000
10地方交付税		3,332,384	22,519	3,354,903
	1地方交付税	3,332,384	22,519	3,354,903
12分担金及び負 担金		93,367	6,114	99,481
	1分 担 金	23,560	6,114	29,674
13使用料及び手 数		468,020	1,000	469,020
	1使 用 料	293,426	1,000	294,426
14国庫支出金		2,195,489	△61,911	2,133,578
	1国庫負担金	1,080,845	△24,020	1,056,825
	2国庫補助金	1,105,300	△37,891	1,067,409
15県支出金		985,382	△41,727	943,655
	1県負担金	525,598	△16,006	509,592
	2県補助金	361,341	△24,064	337,277
	3委 託 金	98,443	△1,657	96,786

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 財産収入		119,913	235,752	355,665
	1 財産運用収入	106,859	24	106,883
	2 財産売却収入	13,054	235,728	248,782
17 寄附金		6,220	3,985	10,205
	1 寄附金	6,220	3,985	10,205
18 繰入金		721,257	△292,759	428,498
	1 基金繰入金	701,521	△292,319	409,202
	2 財産区繰入金	19,736	△440	19,296
20 諸収入		344,755	17,487	362,242
	2 市預金利子	152	△91	61
	3 貸付金元利収入	156,232	114	156,346
	4 雑収入	182,443	17,464	199,907
21 市債		2,443,400	△256,600	2,186,800
	1 市債	2,443,400	△256,600	2,186,800
歳入合計		17,376,400	△360,000	17,016,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		179,443	△5,330	174,113
	1 議会費	179,443	△5,330	174,113
2 総務費		2,798,093	63,424	2,861,517
	1 総務管理費	2,449,099	68,074	2,517,173
	2 徴税費	216,308	△4,650	211,658
3 民生費		5,126,935	△132,376	4,994,559
	1 社会福祉費	2,903,226	△44,023	2,859,203
	2 児童福祉費	2,026,978	△91,253	1,935,725
	3 生活保護費	196,231	2,900	199,131
4 衛生費		1,604,929	△94,876	1,510,053
	1 保健衛生費	433,346	△14,633	418,713
	2 清掃費	1,025,420	△69,991	955,429
	3 環境費	146,163	△10,252	135,911
5 労働費		64,791	△452	64,339
	1 労働諸費	64,791	△452	64,339
6 農林水産業費		336,431	2,619	339,050
	1 農業費	304,481	4,950	309,431
	2 林業費	31,950	△2,331	29,619
7 商工費		593,671	△5,991	587,680
	1 商工費	593,671	△5,991	587,680
8 土木費		1,291,669	△78,130	1,213,539
	2 道路橋梁費	869,059	△67,178	801,881
	3 河川費	34,224	△3,724	30,500
	4 都市計画費	234,737	△5,828	228,909
	5 住宅費	80,274	△1,400	78,874
9 消防費		666,403	△33,570	632,833
	1 消防費	666,403	△33,570	632,833

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		1,939,957	△53,750	1,886,207
	1 教育総務費	233,124	△199	232,925
	2 小学校費	168,130	△2,450	165,680
	3 中学校費	613,876	△25,400	588,476
	4 幼稚園費	174,004	△1,900	172,104
	5 社会教育費	416,444	△5,832	410,612
	6 保健体育費	334,379	△17,969	316,410
11 災害復旧費		185,956	△10,975	174,981
	1 土木施設 災害復旧費	138,600	△10,975	127,625
	2 農林水産業施設 災害復旧費	47,356	0	47,356
12 公債費		1,954,908	△19,500	1,935,408
	1 公債費	1,954,908	△19,500	1,935,408
13 諸支出金		613,214	8,907	622,121
	1 公営企業費	613,214	8,907	622,121
歳出合計		17,376,400	△360,000	17,016,400



## 第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	固定資産評価替事業	2,104
2 総務費	3 戸籍住民費 基本台帳費	社会保障・税番号制度管理事業	3,000
6 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化業 整備等特別対策事業	30,000
8 土木費	2 道路橋梁費	竜吟半原線道路整備事業	3,000
8 土木費	3 河川費	用悪水路河川改修事業	15,000
8 土木費	4 都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	6,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅移転補償費	923

## 第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
火葬業務委託料	平成28年度から 平成29年度まで	8,424

## 第4表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土岐児童センター 大規模改修事業	17,100	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
県単土地改良事業	2,400			
県営事業負担事業	6,300			
消防団拠点 施設建設事業	300			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	7,700	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	3,500	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
公用自動車 購入事業	3,800				3,000			
本庁舎耐震 補強事業	684,700				566,600			
庁舎長寿命化事業	164,000				138,000			
不燃物最終 処分場整備事業	17,000				13,100			
中山間地域 総合整備事業	15,100				18,200			
県営ため池等 整備事業	5,100				8,000			
市道等整備 交付金事業	86,100				117,400			
南垣外北野線道路 改良事業(辺地)	360,000				291,300			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	6,100				3,700			
狭あい道路整備等 促進事業	1,800				2,000			
消防ポンプ自動車 等更新事業	18,700				14,300			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防車両・救急車両等更新事業	23,600	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	13,700	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
防火水槽設置事業	22,000				20,100			
県防災情報通信システム更新負担金事業	13,800				11,600			
消防庁舎整備事業	10,800				2,400			
防災倉庫整備事業	1,200				900			
(仮称)瑞浪北中学校施設整備事業	258,700				249,900			
現年土木施設単独災害復旧事業	40,000				29,800			
過年土木施設補助災害復旧事業	5,900				6,700			
過年土木施設単独災害復旧事業	3,000				3,900			
農業用施設単独災害復旧事業	500				1,000			

議第 2 3 号

平成 2 8 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 6 5, 7 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 3 1 8, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		859,670	△48,300	811,370
	1 一般被保険者国民健康保険料	800,710	△32,200	768,510
	2 退職被保険者等国民健康保険料	58,960	△16,100	42,860
3 国庫支出金		743,324	△62,338	680,986
	1 国庫負担金	608,924	△58,138	550,786
	2 国庫補助金	134,400	△4,200	130,200
4 療養給付費金交付金		147,000	△30,231	116,769
	1 療養給付費金交付金	147,000	△30,231	116,769
5 前期高齢者金交付金		1,262,000	7,190	1,269,190
	1 前期高齢者金交付金	1,262,000	7,190	1,269,190
6 県支出金		240,085	△27,253	212,832
	1 県負担金	29,264	△1,178	28,086
	2 県補助金	210,821	△26,075	184,746
7 共同事業金交付金		972,056	△136,908	835,148
	1 共同事業金交付金	972,056	△136,908	835,148
9 繰入金		314,900	△20,800	294,100
	1 基金繰入金	50,000	△26,000	24,000
	2 一般会計繰入金	264,900	5,200	270,100
10 繰越金		38,877	52,940	91,817
	1 繰越金	38,877	52,940	91,817
歳入合計		4,583,700	△265,700	4,318,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		2,816,744	△150,600	2,666,144
	1 療養諸費	2,470,035	△140,100	2,329,935
	2 高額療養費	325,800	△10,500	315,300
3 後期高齢者 支援金等		461,130	△1,674	459,456
	1 後期高齢者 支援金等	461,130	△1,674	459,456
6 介護納付金		165,500	△1,133	164,367
	1 介護納付金	165,500	△1,133	164,367
7 共同事業金 拠出金		987,423	△112,293	875,130
	1 共同事業金 拠出金	987,423	△112,293	875,130
8 保健事業費		32,925	0	32,925
	2 特定健康診査 等事業費	25,756	0	25,756
歳出合計		4,583,700	△265,700	4,318,000

議第 2 4 号

平成 2 8 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 2 8 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 5 6 1, 2 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		802,874	△451	802,423
	2 国庫補助金	204,190	△451	203,739
8 繰入金		625,975	△549	625,426
	1 一般会計 繰入金	586,245	△549	585,696
歳入合計		3,562,200	△1,000	3,561,200

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,773	△1,000	108,773
	1 総務管理費	67,302	△1,000	66,302
歳出合計		3,562,200	△1,000	3,561,200



議第25号

平成28年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成28年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	1,142,900千円	△1,850千円	1,141,050千円
第2項 営業外収益	244,318千円	△1,850千円	242,468千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,130,200千円	600千円	1,130,800千円
第2項 営業外費用	48,859千円	600千円	49,459千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「277,700千円」を「199,543千円」に、「10,685千円」を「4,768千円」に、「267,015千円」を「194,775千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	90,900千円	△8,101千円	82,799千円
第1項 工事負担金	6,600千円	1,500千円	8,100千円
第3項 出資金	45,260千円	△4,200千円	41,060千円
第4項 補助金	16,000千円	△5,401千円	10,599千円
	支 出		
第1款 資本的支出	368,600千円	△86,258千円	282,342千円
第1項 建設改良費	201,217千円	△88,300千円	112,917千円
第3項 国庫補助金返還金	0千円	2,042千円	2,042千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	51,299 千円	△5,000 千円	46,299 千円

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光 二

議第26号

平成28年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成28年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成28年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号中「175,000千円」を「135,800千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,194,558千円	17,193千円	1,211,751千円
第1項 営業収益	540,961千円	12,292千円	553,253千円
第2項 営業外収益	652,397千円	4,901千円	657,298千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,170,959千円	8,500千円	1,179,459千円
第1項 営業費用	999,716千円	△3,300千円	996,416千円
第2項 営業外費用	153,098千円	11,800千円	164,898千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「364,546千円」を「346,660千円」に、「35,508千円」を「8,405千円」に、「45,621千円」を「23,782千円」に、「283,417千円」を「314,473千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	1,115,619千円	△45,314千円	1,070,305千円

第1項	企業債	457,600千円	△37,900千円	419,700千円
第2項	負担金	4,500千円	6,000千円	10,500千円
第3項	出資金	172,575千円	7,780千円	180,355千円
第4項	補助金	480,944千円	△21,194千円	459,750千円

支 出

第1款	資本的支出	1,480,165千円	△63,200千円	1,416,965千円
第1項	建設改良費	976,100千円	△59,200千円	916,900千円
第2項	企業債償還金	504,065千円	△4,000千円	500,065千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	126,347千円	△6,500千円	119,847千円

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

## 議第 27 号

### 平成 29 年度瑞浪市一般会計予算

平成 29 年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,886,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の間の流用

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	4,800,600
	1市民税	2,017,200
	2固定資産税	2,141,400
	3軽自動車税	94,990
	4市たばこ税	258,400
	5鉱産税	10
	6入湯税	1,500
	7都市計画税	287,100
2地方譲与税		168,000
	1地方揮発油譲与税	48,000
	2自動車重量譲与税	120,000
3利子割交付金		5,000
	1利子割交付金	5,000
4配当割交付金		28,000
	1配当割交付金	28,000
5株式等譲渡所得割交付金		23,000
	1株式等譲渡所得割交付金	23,000
6地方消費税交付金		640,000
	1地方消費税交付金	640,000
7ゴルフ場利用税交付金		192,000
	1ゴルフ場利用税交付金	192,000
8自動車取得税交付金		40,000
	1自動車取得税交付金	40,000
9地方特例交付金		20,000
	1地方特例交付金	20,000
10地方交付税		3,110,000
	1地方交付税	3,110,000
11交通安全対策特別交付金		4,500
	1交通安全対策特別交付金	4,500

(単位：千円)

款	項	金額
12 分担金及び負担金		87,023
	1 分担金	21,685
	2 負担金	65,338
13 使用料及び手数料		459,817
	1 使用料	283,170
	2 手数料	176,647
14 国庫支出金		2,198,412
	1 国庫負担金	1,331,223
	2 国庫補助金	858,092
	3 委託金	9,097
15 県支出金		897,410
	1 県負担金	532,218
	2 県補助金	298,385
	3 委託金	66,807
16 財産収入		107,943
	1 財産運用収入	99,682
	2 財産売却収入	8,261
17 寄附金		41,220
	1 寄附金	41,220
18 繰入金		464,120
	1 基金繰入金	449,420
	2 財産区繰入金	14,700
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		347,155
	1 延滞金、加算金及び過料	5,424
	2 市預金利子	52
	3 貸付金元利収入	156,028
	4 雑収入	185,651
21 市債		2,152,700
	1 市債	2,152,700
歳入合計		15,886,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		173,849
	1 議会費	173,849
2 総務費		1,664,013
	1 総務管理費	1,356,032
	2 徴税費	196,618
	3 戸籍住民基本台帳費	85,365
	4 選挙費	11,114
	5 統計調査費	8,970
	6 監査委員費	5,914
3 民生費		4,937,882
	1 社会福祉費	2,726,029
	2 児童福祉費	2,012,391
	3 生活保護費	198,962
	4 災害救助費	500
4 衛生費		1,332,278
	1 保健衛生費	373,454
	2 清掃費	868,860
	3 環境費	89,964
5 労働費		64,515
	1 労働諸費	64,515
6 農林水産業費		277,990
	1 農業費	252,475
	2 林業費	25,515
7 商工費		565,205
	1 商工費	565,205
8 土木費		1,090,458
	1 土木管理費	82,275
	2 道路橋梁費	659,572
	3 河川費	16,513
	4 都市計画費	216,724
	5 住宅費	115,374



(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		580,576
	1 消 防 費	580,576
10 教 育 費		2,931,136
	1 教 育 総 務 費	291,186
	2 小 学 校 費	473,169
	3 中 学 校 費	1,363,310
	4 幼 稚 園 費	188,648
	5 社 会 教 育 費	358,812
	6 保 健 体 育 費	256,011
11 公 債 費		1,623,568
	1 公 債 費	1,623,568
12 諸 支 出 金		625,430
	1 公 営 企 業 費	625,430
13 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
災 害 復 旧 費		0
	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	0
歳 出 合 計		15,886,900

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	9,000
移住定住促進奨励金 (平成29年度決定分)	平成30年度から 平成33年度まで	瑞浪市移住定住促進 奨励金交付規則 第4条の規定による額
三世同居・近居世帯定住奨励金 (平成29年度決定分)	平成30年度から 平成33年度まで	瑞浪市三世同居・近居世帯 定住奨励金交付規則 第5条の規定による額
若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金 (平成29年度決定分)	平成30年度から 平成31年度まで	瑞浪市若者世帯民間賃貸住宅 入居奨励金交付規則第4条及び 第5条の規定による額
東濃コミュニティデータセンター サービス業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	5,000
情報処理業務委託料(単価契約)	平成29年度から 平成30年度まで	27,000
住民税申告受付 支援システム保守委託料	平成29年度から 平成30年度まで	300
総合行政情報システム保守委託料 (住民税年金特別徴収分)	平成29年度から 平成30年度まで	400
生活困窮者自立支援事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	7,000
成年後見人制度運營業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,750
障害者日中一時支援事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	10,000
障害者移動支援事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	100
障害者訪問入浴事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	2,000
障害者意思疎通支援事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,200
親教育プログラム講座開催委託料	平成29年度から 平成30年度まで	773
母子家庭等高等職業訓練促進給付金 (平成29年度分)	平成30年度から 平成31年度まで	2,400
幼稚園電気工作物保守委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
啓明保育園入所児童委託料	平成29年度から 平成30年度まで	100,000
管外保育所入所委託料	平成29年度から 平成30年度まで	15,000
病後児保育事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	4,413
千寿の里愛保育園入所児童委託料	平成29年度から 平成30年度まで	130,000
南小田児童館施設警備業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	180
生活保護等版レセプト 管理システム保守委託料	平成29年度から 平成30年度まで	100
予 防 接 種 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	70,430
予 防 接 種 ワ ク チ ン 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	25,820
妊 婦 健 康 診 査 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	40,140
が ん 検 診 等 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	39,760
血 液 検 査 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	1,940
医師・歯科医師等出務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	2,770
ごみ袋販売業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	7,240
高 齢 者 世 帯 粗 大 ご み 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	120
不 燃 物 最 終 処 分 場 不 燃 物 選 別 ・ 受 付 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	4,000
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	2,800
不 燃 物 最 終 処 分 場 水 処 理 施 設 設 備 診 断 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	1,500
不 燃 物 最 終 処 分 場 残 容 量 調 査 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	500

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
新旧埋立地浸出水及び地下水水質検査業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	2,200
焼却施設溶融炉燃料費(LPガス)	平成29年度から平成30年度まで	41,580
焼却施設管理運営委託料	平成29年度から平成30年度まで	165,000
焼却施設機能検査業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	3,000
可燃ごみ収集業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	48,000
衛生センター仕舞業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	45,000
し尿収集運搬業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	50,250
勤労者生活安定資金預託金	平成29年度から平成30年度まで	24,000
勤労者住宅資金預託金	平成29年度から平成30年度まで	30,000
農業振興地域整備計画変更業務委託料	平成30年度	2,900
農地GISシステム維持管理委託料	平成29年度から平成30年度まで	420
鳥獣被害対策実施隊損害保険料	平成29年度から平成30年度まで	160
釜戸駅乗車券販売業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	3,400
小口融資預託金	平成29年度から平成30年度まで	100,000
企業立地奨励金(平成29年度指定業者分)	平成29年度から平成35年度まで	瑞浪市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例第5条の規定による額
鬼岩ドライブイン公衆トイレ清掃管理業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	934
市道等補修業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	22,000
都市公園管理業務委託料	平成29年度から平成30年度まで	38,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市公園維持管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	562
同報系防災行政無線保守点検委託料	平成29年度から 平成30年度まで	5,500
加 知 奨 学 金 (平成29年度決定分)	平成30年度から 平成34年度まで	18,000
奨 学 金 (平成29年度決定分)	平成30年度から 平成34年度まで	5,400
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	平成29年度から 平成30年度まで	216
小学校電気工作物 保安管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,426
小学校浄化槽保守点検業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	832
瑞浪中学校カラー印刷機保守委託料	平成29年度から 平成30年度まで	216
中学校電気工作物 保安管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,037
中学校浄化槽保守点検業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	299
瑞浪北中学校施設整備事業 (校舎建築)	平成30年度	2,380,000
総合文化センター電話機賃借料	平成29年度から 平成30年度まで	70
こいのぼり祭イベント業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	2,300

### 第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計出資債	29,900	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
公用自動車購入事業	4,600			
不燃物最終処分場整備事業	1,800			
塵芥収集車等購入事業	8,200			
中山間地域総合整備事業	16,200			
県営ため池等整備事業	14,600			
県営事業負担事業	6,400			
市道等整備交付金事業	130,000			
南垣外北野線道路改良事業(辺地)	100,000			
八伏線道路改良事業	9,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	6,100			
狭あい道路整備等促進事業	4,500			
消防ポンプ自動車等更新事業	12,800			
県防災情報通信システム更新負担金事業	300			
防災行政無線更新事業	5,500			
旧大湫小学校校舎等解体事業	30,300			
岳見高原キャンプ場除却事業	19,400			
瑞浪北中学校施設整備事業	815,100			
旧陶中学校転用大規模改修事業	288,000			
臨時財政対策債	650,000			

議第 28 号

平成 29 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 29 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 479,800 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		337,535
	1 後期高齢者医療保険料	337,535
2 使用料及び手数料		45
	1 手数料	45
3 後期高齢者医療 広域連合支出金		13,280
	1 委託金	13,280
4 繰入金		128,300
	1 一般会計繰入金	128,300
5 繰越金		100
	1 繰越金	100
6 諸収入		540
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑収入	500
歳入合計		479,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		12,035
	1 総務管理費	10,253
	2 徴収費	1,782
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		453,485
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	453,485
3 保健事業費		13,280
	1 健康保持増進事業費	13,280
4 諸支出金		500
	1 償還金及び還付加算金	500
5 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		479,800



第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	69
情報処理業務委託料(単価契約)	平成29年度から 平成30年度まで	1,421

議第 29 号

平成 29 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

平成 29 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 327, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		837,900
	1 一般被保険者国民健康保険料	801,100
	2 退職被保険者等国民健康保険料	36,800
2 使用料及び手数料		400
	1 手数料	400
3 国庫支出金		681,658
	1 国庫負担金	532,996
	2 国庫補助金	148,662
4 療養給付費交付金		81,510
	1 療養給付費交付金	81,510
5 前期高齢者交付金		1,218,000
	1 前期高齢者交付金	1,218,000
6 県支出金		227,842
	1 県負担金	29,896
	2 県補助金	197,946
7 共同事業交付金		993,495
	1 共同事業交付金	993,495
8 財産収入		375
	1 財産運用収入	375
9 繰入金		271,100
	1 一般会計繰入金	271,100
	基金繰入金	0
10 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
11 諸収入		4,720
	1 雑収入	4,720
歳入合計		4,327,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		76,284
	1 総務管理費	76,284
2 保険給付費		2,586,289
	1 療養諸費	2,254,830
	2 高額療養費	310,550
	3 移送費	100
	4 任意給付費	20,809
3 後期高齢者支援金等		442,040
	1 後期高齢者支援金等	442,040
4 前期高齢者納付金等		640
	1 前期高齢者納付金等	640
5 老人保健拠出金		80
	1 老人保健拠出金	80
6 介護納付金		151,000
	1 介護納付金	151,000
7 共同事業拠出金		1,009,830
	1 共同事業拠出金	1,009,830
8 保健事業費		34,562
	1 保健事業費	7,401
	2 特定健康診査等事業費	27,161
9 基金積立金		375
	1 基金積立金	375
10 諸支出金		5,900
	1 償還金及び還付加算金	5,900
11 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出	合計	4,327,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	160
情報処理業務委託料(単価契約)	平成29年度から 平成30年度まで	10,665
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	300
歯科レセプト柔整点検・過誤調整委託料	平成29年度から 平成30年度まで	2,700
3 歳 児 母 親 チ ェ ッ ク 血 液 検 査 料	平成29年度から 平成30年度まで	506
3 歳 児 母 親 チ ェ ッ ク 歯 科 医 師 派 遣 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	400

議第30号

平成29年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

平成29年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,795,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		680,102
	1 介 護 保 険 料	680,102
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,767
	1 負 担 金	1,767
3 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 手 数 料	70
4 国 庫 支 出 金		864,966
	1 国 庫 負 担 金	622,609
	2 国 庫 補 助 金	242,357
5 支 払 基 金 交 付 金		1,004,415
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,004,415
6 県 支 出 金		519,791
	1 県 負 担 金	497,900
	2 県 補 助 金	21,891
7 財 産 収 入		300
	1 財 産 運 用 収 入	300
8 繰 入 金		722,519
	1 一 般 会 計 繰 入 金	631,519
	2 基 金 繰 入 金	91,000
9 繰 越 金		1,800
	1 繰 越 金	1,800
10 諸 収 入		70
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	50
歳 入 合 計		3,795,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		115,066
	1 総務管理費	66,823
	2 徴収費	6,102
	3 介護認定審査会費	41,861
	4 趣旨普及費	280
2 保険給付費		3,447,728
	1 介護サービス等諸費	3,161,242
	2 介護予防サービス等諸費	71,453
	3 その他諸費	3,785
	4 高額介護サービス等費	55,946
	5 特定入所者介護サービス等費	146,070
	6 高額医療合算介護サービス等費	9,232
3 基金積立金		300
	1 基金積立金	300
4 地域支援事業費		223,636
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	114,703
	2 一般介護予防事業費	45,555
	3 包括的支援事業・任意事業費	63,116
	4 その他諸費	262
5 諸支出金		8,070
	1 償還金及び還付加算金	8,070
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,795,800



第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	270
情報処理業務委託料(単価契約)	平成29年度から 平成30年度まで	3,600
認 定 調 査 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	4,800
介護予防ケアマネジメント委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,600
歯科医師出務委託料 (高齢者介護予防)	平成29年度から 平成30年度まで	700
さわやか運動教室委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,600
ボランティアポイント事業委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,600
在宅介護支援センター 相談業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	4,000
成年後見人制度 運営業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,750
包括支援センター 派遣業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	7,000
生活支援コーディネーター 業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	4,000
認知症初期集中支援事業 医師派遣業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	320
配食サービス業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,500
在宅老人短期入所委託料	平成29年度から 平成30年度まで	200
徘徊高齢者位置 確認業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	80
移送サービス業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	200
生活管理指導員 派遣業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	360
軽度生活援助業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,500

議第 3 1 号

平成 2 9 年度瑞浪市介護サービス事業特別会計予算

平成 2 9 年度瑞浪市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 4 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 サービス収入		8,481
	1 予防給付費収入	8,481
2 繰入金		4,419
	1 一般会計繰入金	4,419
3 繰越金		500
	1 繰越金	500
歳入合計		13,400

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		12,400
	1 居宅介護支援事業費	12,400
2 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
総務費		0
	総務管理費	0
歳出合計		13,400

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	33
居 宅 介 護 支 援 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	5,500

議第 3 2 号

平成 2 9 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

平成 2 9 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 9, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		39,200
	1 使用料	39,200
2 繰越金		500
	1 繰越金	500
繰入金		0
	基金繰入金	0
歳入合計		39,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		27,461
	1 駐車場管理費	27,461
2 公債費		8,739
	1 公債費	8,739
3 基金積立金		3,000
	1 基金積立金	3,000
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		39,700

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	80
駅北駐車場等管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	3,465
浪花駐車場管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	125
浪花駐車場緊急措置業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	372

## 議第33号

### 平成29年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水件数	14,600件
(2)	年間総配水量	4,233,000m <sup>3</sup>
(3)	一日平均配水量	11,597m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
	白倉地区配水区変更事業	30,400千円
	緊急時給水拠点確保事業	158,286千円
	配水設備改良事業	105,120千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,122,300千円
第1項 営業収益		900,053千円
第2項 営業外収益		222,247千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,107,000千円
第1項 営業費用		1,062,410千円
第2項 営業外費用		39,430千円
第3項 特別損失		1,160千円
第4項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,700千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,506千円及び過年度分損益勘



定留保資金302,194千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	152,900千円
第1項 工事負担金	10,600千円
第2項 分担金	23,022千円
第3項 出資金	68,378千円
第4項 補助金	50,900千円

支 出

第1款 資本的支出	470,600千円
第1項 建設改良費	300,530千円
第2項 企業債償還金	170,070千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	平成29年度から 平成30年度まで	200
検 針 業 務 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	7,000
水 質 検 査 等 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	平成29年度から 平成30年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 料	平成29年度から 平成30年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 料	平成29年度から 平成30年度まで	150
仮 設 配 管 賃 借 料	平成30年度から 平成31年度まで	300

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 44,383千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、64,599千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第34号

平成29年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続件数	9,900件
(2) 年間総処理水量	4,020,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	11,100m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
公共下水道管渠長寿命化事業	200,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,208,400千円
第1項 営業収益		550,437千円
第2項 営業外収益		657,963千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,199,100千円
第1項 営業費用		1,047,423千円
第2項 営業外費用		148,359千円
第3項 特別損失		1,318千円
第4項 予備費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額355,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,065千円及び当年度分損益勘定留保資金344,035千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	423,900千円
第1項 企業債	133,300千円
第2項 負担金	7,000千円
第3項 出資金	178,256千円
第4項 補助金	105,344千円

支 出

第1款 資本的支出	779,000千円
第1項 建設改良費	266,566千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	512,434千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定物品等購入費	平成29年度から 平成30年度まで	280
水洗便所等改造資金利子補給 (平成30年度分)	平成29年度から 平成34年度まで	60
マンホールポンプ 点検・清掃業務	平成29年度から 平成30年度まで	5,000
脱水ケーキ処理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	55,300
薬品購入費	平成29年度から 平成30年度まで	21,000
測定検査業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	1,300
月吉処理施設 維持管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	5,200
日吉南部処理施設 維持管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	8,000
大湫処理施設 維持管理業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	4,000
月吉クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	2,650

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
日吉南部クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	6,800
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	平成29年度から 平成30年度まで	900

(企業債)

第6条 企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	133,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用
- (2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、

議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

113,208千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け  
る金額は、51,504千円である。

平成29年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

